

令和7年度福島県産業交流館への広告募集要項

福島県産業交流館への広告掲出を希望される広告主を募集します。

1 広告媒体

福島県産業交流館の建物内部壁面への広告掲出

2 広告掲出場所・規格等

別紙1「仕様書」のとおり

3 募集広告枠

5枠

4 広告掲出料

- (1) 月額 8,800円/枠（消費税及び地方消費税含む）
- (2) これとは別に、毎月、管理経費（電気料）がかかります。
※月平均1,700～1,800円程度

5 掲出期間

掲出日から令和8年3月31日（月）まで
1か月単位でお申し込みください。

※ 月の途中からの掲出であっても広告掲出料の日割り計算はしません。

6 募集期間

令和8年2月2日（月）まで

7 申込期間

随時

※ 特定の広告掲載希望開始日がある場合は、事務処理の都合上、希望する日の3週間程度前までにお申し込みください。

8 応募資格

応募資格は次の通りとし、応募資格のない者の応募は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

9 申込方法

別紙2「福島県産業交流館広告掲出申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メール又はファクシミリで送付願います。

申込書は、福島県ホームページ上で入手することができます。

10 広告主の決定

福島県産業交流館広告事業取扱要領第3条の規定に基づき、応募の内容について審査した上で、広告主を決定します。

なお、応募者多数の場合は、先着順とします。

11 申込みから掲出までの流れ

(1) 申込書をホームページ等で入手。(広告掲出希望者)

※ 希望に応じて、電子メール又はファックスで交付することもできますので、お問い合わせください。

(2) 受付・審査後、内定通知書を送付。(県)

(3) 行政財産使用許可申請書に記名押印の上、郵送又は持参。(広告主)

(4) 受付・審査後、行政財産使用許可書及び納入通知書を送付。(県)

(5) 納入通知書により広告掲出料を納付(前金払い)。(広告主)

(6) 県、広告主協議の上、広告物を掲出。

12 その他

(1) 応募者は、この募集要項、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準、福島県産業交流館広告事業取扱要領を熟読の上で応募してください。

(2) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

13 申込みまたは問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎11階)

福島県 観光交流局 観光交流課

電話 024-521-7286

FAX 024-521-7888

メールアドレス tourism@pref.fukushima.lg.jp